

特別目的会社(SPE)専門委員会での検討事項について

1. **経緯**（第134回企業会計基準委員会（平成19年8月9日開催）の審議資料(4)から抜粋）
- これまで、当初掲げた2段階構えで対応（短期的な対応と中長期的な対応）する方針に従い取り進めてきており、現時点までに以下を公表している。
- ・ 実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（平成18年9月8日公表）
 - ・ 企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（平成19年3月29日公表）
 - ・ 実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成19年8月2日公表）
- 今後は、これらの成果を踏まえて、中長期的な対応として「特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方」について検討していくこととなる。

2. 今後の進め方

- (1) 国際的な動向をより踏まえて検討することとし、特に国際会計基準審議会（IASB）において2008年初めに公表されるものと見込まれるディスカッション・ペーパーでの議論も考慮して進める。このため、その動きにもよるが、2008年初め頃に「論点整理」の公表を目指して、検討を行っていく。（第134回企業会計基準委員会（平成19年8月9日開催）の審議資料(4)から抜粋）
- (2) 9月に国際会計基準審議会（IASB）から公表されている公開草案 E9 Joint Arrangement（IAS31をリプレースするもの）に対するコメントへの対応を行う¹。
- (3) （企業結合専門委員会で検討されていた）適用指針案「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲に関する適用指針（案）」（監査委員会報告第60号をリプレースするもの）の検討を引き継ぐ²。

以 上

¹ これは、IASBにおけるSPEを含む連結と同じチームによる開発であり、今後の当該連結の議論に資すると考えられるため、有益と考えられることによる。

² 企業結合専門委員会の役割（目的）や検討項目が見直されることに伴い、関連分野であるSPE専門委員会に移管する。なお、当該検討は、監査委員会報告第60号のうち、実質的に会計上の取扱いと考えられる部分について、会社法施行に伴う技術的な修正のほか、監査委員会報告第60号2(6)（債権回収目的）及び2(6)（投資育成目的）の見直し、8（在外子会社）の修正などが含まれる。